

スプリング・ジャパン株式会社からの混雑空港（関西国際空港）
運航許可申請について（2回目）

1. 日 時

令和8年1月29日（木） 10：30～10：50

2. 場 所

国土交通省 4号館3階 運輸審議会審理室

3. 出席者

<委 員>

堀川義弘（会長）、白石敏男（会長代理）

二村真理子、三浦大介、大石美奈子、吉田可保里

<国土交通省>

航空局：大下航空ネットワーク部航空事業課長補佐 ほか

事案処理職員：運輸審議会審理室 磯野、大野、藤澤、日下、増田、藤間

4. 議事概要

- 事務局から、スプリング・ジャパン株式会社（以下「スプリング・ジャパン」という。）からの混雑空港の運航許可申請に係るこれまでの審議を踏まえた論点について説明した。
- 運輸審議会委員からは、
 - ① 本件申請が航空法第107条の3第3項第1号の基準に適合することの確認に関し、発着調整基準に合致しているかは関西国際空港について確認し、発着時刻が利用時間内であり運航・整備・運送に要する時間・体制が十分確保されているかは、関西国際空港及び就航先の新千歳空港について確認しているという理解でよいか。また、それ以外のダイヤ上の行き先地空港については、5年ごとの混雑空港運航許可の更新時に同様の確認を行うとともに、航空法第107条の2に基づく運航計画の届出の際に（運航・整備・運送に要する）時間が十分確保されているか確認を行っているという理解でよいか。
 - ② 前回審議で関西国際空港の運航・運送・整備体制の詳細について資料提示があったところ、新千歳空港についても同様の確認をしているということによいか。各空港での貨物の搬出入等に係る作業時間に関し、委託先会社・作業人数・設備条件等が空港によって異なると思われるが、要する作業時間は変わらないのか。等の質問があった。

- これに対し、航空局からは、
 - ① 本件申請は、関西国際空港＝新千歳空港の運航計画に関するものであることから、申請に基づき両空港の体制等について確認をしている。その他の混雑空港及びその就航先空港については、原則5年ごとの許可の更新のタイミング及び運航計画の届出又は変更となる都度確認を行っている。
 - ② 空港によって機体の駐機場所と貨物を搬出入する貨物上屋とが離れているなど設備条件が異なるものの、作業に要する時間は空港による差はなく、各事業者において到着から出発までの地上滞在時間を実態に応じて延ばしたダイヤを組むなどの調整を行っている。

等の回答があった。

- 令和8年1月15日（木）、1月29日（木）の審議を踏まえ、委員相互間で討議を行った。その結果、公聴会開催に係る申請状況を踏まえて改めて討議することを前提としつつ、これまでの審議を踏まえ、現時点においては、スプリング・ジャパン株式会社からの混雑空港（関西国際空港）運航許可申請について、許可することが適当であるとの結論を得た。

（注） 事案処理職員とは、運輸審議会一般規則第7条の2の規定に基づき、運輸審議会の指名を受け、指定された事案を処理する国土交通省職員のことである。